

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和4年5月1日 至 令和5年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 榎林整形外科医院
 - ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 - ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 - ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 ~~長崎県長崎市宿町28番地1~~ 長崎県長崎市船大工町5番32号

(3) 設立認可年月日 平成 4 年 3 月 23 日

(4) 設立登記年月日 平成 4 年 4 月 6 日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	榎林 葉子	
理事	榎林 好隆	
同	榎林 葉子	
同	榎林 孝子	
監事	榎林 弘子	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	榎林整形外科医院	長崎県長崎市船大工町5番32号	一般病床 8床 (休床中)

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年6月10日 令和4年度営業報告の件
 令和4年度決算承認の件

法人名 医療法人 檜林整形外科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎市船大工町5番32号

貸借対照表

(令和5年4月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	22,804	I 流動負債	17,072
II 固定資産	42,800	II 固定負債	3,552
1 有形固定資産	39,294	負債合計	20,624
2 無形固定資産	1,174	純資産の部	
3 その他の資産	2,332	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	34,980
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	44,980
資産合計	65,604	負債・純資産合計	65,604

法人名 医療法人 檜林整形外科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎市船大工町 5 番 3 2 号

損 益 計 算 書
(自 令和4年5月1日 至 令和5年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	91,848
2 事業費用	93,559
本来業務事業損失	1,711
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	1,711
II 事業外収益	574
III 事業外費用	24
經常損失	1,161
IV 特別利益	773
V 特別損失	
税引前当期純損失	388
法人税等	396
当期純損失	784

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 檜林整形外科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎市船大工町5番32号

財 産 目 録

(令和5年4月30日現在)

1. 資 産 額	65,604 千円
2. 負 債 額	20,624 千円
3. 純 資 産 額	44,980 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	22,804
B 固 定 資 産	42,800
C 資 産 合 計 (A+B)	65,604
D 負 債 合 計	20,624
E 純 資 産 (C-D)	44,980

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

監事監査報告書

医療法人 檜林整形外科医院
理事長 米倉 葉子 殿

私は、医療法人檜林整形外科医院の令和4年度第32期（令和4年5月1日から令和5年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要


私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年6月 10日
医療法人 檜林整形外科医院
監事 檜林 弘子


認め印